



百科



笑は問い合わせ先です

高齢者無料バス乗車証の更新手続き

市では、満70歳以上の方々に宮城交通バスおよび宮交仙南バスの無料乗車証を交付していますが、平成14年度も利用される方は更新の手続きが必要です。

更新手続きに必要なもの

- ・印鑑
 - ・現在(ご使用の乗車証(黄緑色))
- 左記指定の日に手続きできなかった方で、白石・福岡・大平地区の方は福祉事務所および市

役所福祉総合窓口(市民課)、そほかの地区の方は各事務連絡所で随時受け付けします。新しい乗車証の利用期間乗車証を交付された日から平成15年3月31日まで

平成14年度中(平成14年4月以降)に満70歳になられる方も誕生日以降に随時申請できます。問 福祉事務所長寿福祉係 ☎22・1400

バス乗車証の更新手続き日程

月 日	実施場所
3月7日(木)	白川事務連絡所
8日(金)	小原事務連絡所
11日(月)	越河事務連絡所
12日(火)	福岡公民館
13日(水)	大平公民館
14日(木)	大鷹沢事務連絡所
15日(金)	斎川事務連絡所
18日(月)	市役所第3会議室(3階)
19日(火)	

時間は全会場 午前9時～午後3時です。

3月1日～7日は春の火災予防運動週間です!

「たしかめて。」

火を消してから 次のこと
これから春先にかけては、空気が乾燥し、風の強い日も多いことから、1年の中で最も火災の起こりやすい季節となります。たき火をするときは、水バケツや消火器を準備し、確実に消火しましょう。

たばこの投げ捨ても絶対にしないでください。

各家庭においても、石油ストーブやガスコンロの点検を行うとともに、周囲に燃えやすい

人権擁護委員の委嘱について

平成14年2月1日付けをもって、法務大臣より次の方が人権擁護委員に委嘱されました。

清原正司さん
(不澄ヶ池121番地6)

柴谷信子さん(沢端町2番23)

主な仕事は、皆さんの人権が侵されないようにたえず見守り、もし人権が侵されたり、侵されようとしている場合には、相談相手になってその救済を図ることを使命としています。

相談は無料で、相談されたことは一切秘密に扱われます。問 生活環境課 ☎22・1314

廃車手続きは3月中に!

軽自動車、原付バイクや農機具などは、4月1日現在の名義の方に1年分の軽自動車税が賦課されます。(普通自動車のように、月割りで課税されたり還付されたりすることはありません)

「廃車」や「名義変更」の手続きが必要な場合は、3月中に手続きを済ませれば、軽自動車などを所有していないことになり、軽自動車税は賦課されません。問 原付バイク・農機具など 市役所税務課総務係 ☎22・1313

問 軽自動車・軽二輪車など 宮城県軽自動車協会 ☎022・232・5724
問 二輪小型自動車 東北運輸局宮城陸運支局 ☎022・235・2511

4月1日から「国民年金」ここが変わります

国民年金保険料納付書は国が発行

平成14年4月より、国民年金保険料の納付書は国(社会保険庁)が発行し、被保険者に直接送付されることになりました。

なお、納付書作成基準日が2月末となることから、基準日以降に厚生年金などに加入した場合でも納付書が送付されることとなりますので、不明な点については、社会保険事務局大原事務所または国民年金係で確認してください。

市町村の納付書または未納通

固定資産課税台帳が縦覧できます

固定資産税の課税前に、課税資産の内容を確認できる機会です。(無料)

期間 4月1日(月)～4月22日(月)の土・日曜を除く午前8時30分～午後5時15分

場所 税務課(市役所1階) 縦覧できる方

平成14年1月1日現在の固定資産の所有者・納税義務者
所有者・納税義務者と同居している親族
所有者・納税義務者からの委任状などを持参した方

そこが知りたい老人保健

老人保健の各種減額制度等について

Q1.入院した際、自己負担金が軽減される制度はないのでしょうか。

A.住民税非課税世帯の方が入院した場合、申請により一部負担金(医療費の自己負担金)と標準負担額(食事療養費の自己負担額)が減額されます。

減額を受けるには、市保険課で交付する「認定証」が必要です。

なお、認定日(減額が該当する日)は、申請いただいた月の初日になりますので、該当する方は速やかに申請してください。

該当の有無など、不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

《認定申請に必要なもの》
・老人医療受給者証・保険証
・印鑑

Q2.老人保健で高額医療費が該当するのは、どんなときですか。

A.同じ世帯で、同じ月内に複数の高齢者の方が入院した場合や、同じ月内に1の方が2つ以上の医療機関に入院し、一部負担金がそれぞれ30,000円(住民税非課税世帯等の方は

入院時一部負担金等の上限について

対象	入院時一部負担金(1カ月の上限)	入院時食事一部負担額(1日当たりの負担額)
一般の方	37,200円	780円/日
住民税非課税世帯等の方	24,600円	・90日までの入院 650円/日 ・90日を超える入院(過去12カ月に) 500円/日

21,000円)を超えた場合に該当します。

支給額は、一部負担金を合算した額から1カ月当たりの世帯限度額37,200円(住民税非課税世帯等は24,600円)を差し引いた額となります。なお、外来、差額ベット料、入院時の食事は対象外です。

問 保険課老人保健係 ☎22・1361

昨年全額免除を受けた方も、一定額以上で基準に該当した場合には、半額免除しか受けられなくなります。

半額免除が承認された場合には、半額の納付書が社会保険事務局から送付されますが、納付しないと未納期間となります。

4月から学生・生徒の適用範囲が改められ、新たに夜間部定時制課程および通信制課程に在学する学生なども特例の対象となります。

問 市民課国民年金係 ☎22・1312

固定資産税係からのお問い合わせの場合は届け出をお願いします。

家屋の全部または一部を取り壊した場合(家屋取壊し届)登記されていない家屋の所有者が変わった場合(未登記家屋所有者変更届)所有者の方が亡くなった場合(相続人代表者届出書)

家屋調査にご協力を 家屋を新増築された場合、評価のため家屋調査を行いますので、ご協力よろしくお願います。問 税務課固定資産税係 ☎22・1313



物はないか、消火器のある場所や使用方法などを確認し、地域ぐるみで火災発生の防止に努めていただきたいと思えます。消防署では、消火訓練や防火講習会および救急講習会を随時受け付けています。気軽に電話してください。

問 白石消防署 ☎25・2259

郵便局から転居届は忘れずに!

就職や進学などで異動の多くなる時期となりました。

郵便局では、転居届を出していただく、旧住所あての郵便物を新住所へ1年間転送するサービスを行っています。

公共料金の異動の手続きなどと一緒、転居届もお出しただけようお願いいたします。

転居届は郵便局窓口および市役所市民課に備え付けてありますので、記入後はそのままポストへ投かんしてください。

問 白石郵便局郵便課 ☎25・2743